

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経 済 産 業 省

支 払 等
 特定資本取引
 役 務 取 引
 仲介貿易取引
 延 長
 変 更

許可証

許可年月日	
許可番号	
有効期限又は 延長後の有効 期限	

貿易関係貿易外取引等に関する省令第3条第1項の規定により提出されたフレキシブルディスクに記録された

別添の申請は、

外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定により 外国為替令第 条第 項の規定により 外国為替令第 条の 第 項の規定により 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第6項の 規定により	}	許 可 する。 しない。
外国為替及び外国貿易法第25条第5項及び 第67条第1項の規定により 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び 外国為替令第 条第 項の規定により 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び 外国為替令第 条の 第 項の規定により	}	下記の条件を付して許可する。

条 件	
-----	--

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

申請の内容

支払等の許可申請
 特定資本取引の許可申請
 役務取引の許可申請
 仲介貿易取引の許可申請
 許可の有効期限の延長申請
 許可証の内容の変更申請

に係るフレキシブルディスクに記録された申請の内容は、別添のとおり。

注 意

用紙の大きさはA列4版とすること。

(裏面)

銀行等又は資金移動業者の記載欄

〔 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定により許可を受けた許可証については、
記載する必要はない。 〕

送金（又は受領）年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印